

ミニ企業説明会・面接会

時7月29日(金)13時30分～15時 所くらしかん 内ホテルスタッフ、清掃、生花市場内軽作業などの仕事内容 対24人。未経験者可 申市HPが電話でとよなか雇用創造協議会 ☎6335・7177。先着順

産業

地域人材活用セミナー
助成金の最新情報

時7月21日(木)13時30分～16時30分 所くらしかん 内社会保険労務士による雇用関係助成金の活用ポイントと申請方法 対事業所、20社 申市HPが電話でとよなか雇用創造協議会 ☎6335・7177。先着順



保険・年金・税

保険

高額療養費制度限度額適用認定証
発行には手続きが必要です

70歳未満の人と70歳以上の下表2 ※印の区分の人は、限度額適用認定証があれば、医療機関に支払う金額(保険適用分)が表1・表2の区分に応じた自己負担限度額までになります。下表2 ※印のない区分の人は同証は不要です(被保険者証と高齢受給者証の提示が必要)。
国民健康保険限度額適用認定証
国民健康保険給付課 ☎6858・2295

70歳未満の人と70歳以上の下表2 ※印の区分の人で、8月からの認定証が必要な人は手続きをしてください。なお、窓口での即日交付は7月5日(火)以降です。

申申請書(市HPでDL可)を同課へ郵送か、国民健康保険証を持って、同課か庄内・新千里の各出張所
後期高齢者医療制度
限度額適用認定証

現在認定証を持っており、引き続き8月以降も該当する人に、7月下旬に新しい認定証を送ります。それ

記号の説明

- 内 内容・テーマ
- 対 対象・定員
- 料 費用・参加費
- 保 有料保育
- 持 持ち物
- 申 申し込み
- 共 催 催し名、代表者の名前(ふりがな)・郵便番号・住所・電話番号
- 連 連続で参加が必要
- HP ホームページ
- DL ダウンロード

表1 高額療養費制度(70歳未満の人)

区分	所得要件	自己負担限度額(1カ月)
ア	所得合計額<注1> 901万円超の世帯	252,600円+(総医療費-842,000円) ×1% [140,100円]
イ	所得合計額600万円超～ 901万円以下の世帯	167,400円+(総医療費-558,000円) ×1% [93,000円]
ウ	所得合計額210万円超～ 600万円以下の世帯	80,100円+(総医療費-267,000円) ×1% [44,400円]
エ	所得合計額210万円以下の世帯	57,600円 [44,400円]
オ	市民税非課税世帯	35,400円 [24,600円]

[]は、年4回以上高額療養費を受けた場合の4回目以降の限度額
<注1> 同一世帯の全ての国民健康保険被保険者の基礎控除後の所得の合計額

表2 高額療養費制度(70歳以上の人)

区分	所得要件	自己負担限度額(1カ月)	
		外来(個人)	外来+入院(世帯) <注1>
現役並み 所得者	現役Ⅲ	課税所得690万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円) ×1% [140,100円]
	現役Ⅱ※	課税所得380万円以上 690万円未満	167,400円+(総医療費-558,000円) ×1% [93,000円]
	現役Ⅰ※	課税所得145万円以上 380万円未満	80,100円+(総医療費-267,000円) ×1% [44,400円]
一般	課税所得145万円未満	18,000円 <注2>	57,600円 [44,400円]
市民税 非課税世帯	Ⅱ※	市民税非課税世帯	24,600円
	Ⅰ※	市民税非課税世帯で 所得が一定基準未満	8,000円

[]は、年4回以上高額療養費を受けた場合の4回目以降の限度額
<注1> 同一保険に加入の70歳以上の人の自己負担額を合算
<注2> 年間上限額144,000円

申申請書(府後期高齢者医療広域連
以外の右表2 ※印の区分の人で、8
月からの認定証が必要な人は手続き
をしてください。

合HPでDL可)を同課へ郵送か、後期
高齢者医療被保険者証を持って、同
課か庄内・新千里の各出張所

高額介護サービス費受領委任払 承認決定通知書を送付

7月現在、同制度を利用しており、引き続き同じ施設に入所する人に8月中旬に同書を送ります。

問 保険給付課 ☎6858・2295

後期高齢者医療制度保険料 の決定通知書を送ります

令和4年度の保険料の決定通知書を7月中旬に送ります。また、災害による損失や、失業などによる大幅な収入減で納入が困難なときは、保険料の減免ができる場合がありますので相談してください。

問 保険資格課 ☎6858・2301

高齢受給者証を送ります

市の国民健康保険に加入する70歳〜74歳の人に新しい高齢受給者証を7月中旬に送ります。7月中に届かない場合は問い合わせてください。また、有効期限の切れた同証は、保険資格課へ返却するか破棄してください。

問 同課 ☎6858・2301

後期高齢者医療被保険者証 を2回送ります

今年度は後期高齢者医療制度の窓

口負担の見直しのため、7月に水色の保険証(有効期間8月1日〜9月30日)、9月に黄色の保険証(有効期間10月1日〜令和5年7月31日)を送ります。有効期限の切れた同証は破棄してください。

問 保険資格課 ☎6858・2301

国民年金

国民年金保険料の納付が 免除される場合があります

経済的な理由により同保険料の納付が困難な場合は、全額か一部が免除または猶予される制度が利用できます。

■基礎年金番号が分かるものか、マイナンバーカードを持って国民年金係、庄内・新千里の各出張所。失業による特例の免除・納付猶予の申請は、雇用保険の離職票や受給資格者証などの書類が必要 問 同係 ☎6858・2264、豊中年金事務所 ☎6848・6831

税

今月の市税納期限

固定資産税・都市計画税第2期分

の納期限(口座振替の振替日)は、8月1日(月)です。納付書に記載している金融機関、コンビニ、市役所、庄内・新千里の各出張所などで納めてください。キャッシュレス決済も利用できます(領収書の発行なし)。

問 固定資産税課 ☎6858・2150

私道・利用制限のある土地 固定資産税の減額制度があります

土地の一部または全部が道路である場合は、税額が減額される場合があります。また、がけ地部分を含む土地や建築が困難な土地など、利用に制限がある土地も税額が減額される場合がありますので、当該部分の面積が分かる図面を添えて申告してください。

問 固定資産税課 ☎6858・2148

土地・家屋の用途変更の際 は申告を

土地や家屋の用途を変更したときは、税額が変更される場合がありますので、速やかに申告してください。ただし、用途変更の登記をした場合は申告不要です。

問 固定資産税課(土地) ☎6858・2148(家屋) ☎6858・2142

まちづくり・環境

まちづくり

路外駐車場の設置・変更は 届け出が必要です

駐車面積が500㎡以上の路外駐車場の設置やすでに届け出ている事項の変更・廃止の場合は、市への届け出が必要です。

問 交通政策課 ☎6858・2340



いきてゆくフェス 広報サポーターを募集

高齢者の社会参加や、多世代の交流、介護の魅力発信を目的とするイベントについて専用SNSによる情報発信や取材などを実施 問 10人程度 他活動日程など詳細は市HP 申 7月14日(木)までに市HP。審査あり 問 長寿社会政策課 ☎6858・2881

